

臨時休業措置に関する規程

1 気象警報が発表された場合

(1) 特別警報又は危険警報が発表された場合

ア 午前6時現在、次の①～⑤の地域のいずれかに特別警報又は危険警報が発表されているときは、各警報の種別にかかわらず、自宅待機とする。また、午前6時から始業時間までの間に上記警報が発表されたときも同様とする。

① 京都府全域 ② 京都府南部 ③ 南丹・京丹波 ④ 京都・亀岡

⑤ 京丹波町、南丹市、亀岡市のうちいずれか一つ以上の市町

イ 特別警報又は危険警報が警報（暴風、暴風雪、大雪、河川氾濫（桂川中流・園部川）、大雨、土砂災害）に切り替わった場合、これらすべての警報が解除されるまで自宅待機とする。

※高潮、波浪警報は除く。

ウ 午前10時までにこれらすべての警報が解除されたときは、午後1時20分から短学活を行い、5校時以降の授業を行う。

エ 午前10時現在、これらすべての警報のうち1つでも発表中のときは、臨時休業とする。

オ 特別警報又は危険警報が発表されたときに生徒が在校する場合、学校に待機させ、安全に十分配慮して、緊急下校又は保護者引き渡しを行う。

(2) 大雨警報又は河川氾濫警報が発表された場合（特別警報又は危険警報が切り替わったものを除く）

ア 午前6時現在、本校の所在地である南丹市に大雨警報又は河川氾濫警報（桂川中流・園部川）が発表されているとき、自宅待機とする。また、午前6時から始業時間までの間に同様の状況となった場合も自宅待機とする。

イ 午前10時までに大雨警報又は河川氾濫警報が解除されたときは、午後1時20分から短学活を行い、5校時以降の授業を行う。

ウ 午前10時現在、引き続き大雨警報又は河川氾濫警報が発表中のときは、臨時休業とする。

エ 在校中に大雨警報又は河川氾濫警報が発表されたときは、状況判断のうえ措置する。

(3) 暴風警報又は暴風雪警報が発表された場合（特別警報が切り替わったものを除く）

ア 午前6時現在、1(1)アの①～⑤の地域のいずれかに暴風警報又は暴風雪警報が発表されているときは、自宅待機とする。また、午前6時から始業時間までの間に同様の状況となった場合も自宅待機とする。

イ 午前10時までに暴風警報又は暴風雪警報が解除されたときは、午後1時20分から短学活を行い、5校時以降の授業を行う。

ウ 午前10時現在、引き続き暴風警報又は暴風雪警報が発表中のときは、臨時休業とする。

エ 在校中に暴風警報又は暴風雪警報が発表されたときは、状況判断のうえ措置する。

- 2 災害、事故等で公共の交通機関（JRだけに適用）が運転休止となった場合
  - (1) 午前6時現在、JR（園部駅に到着する電車すべて）が運休のときは、家庭待機とする。
  - (2) 午前6時現在、運休していたJRが、午前10時までに運行を開始した場合は、午後1時20分から短学活を行い、5校時以降の授業を行う。
  - (3) 午前10時現在、引き続いてJRが運休しているときは、臨時休業とする。
  
- 3 上記1及び2の場合、授業が行われているのに通常の通学方法で登校できない生徒は、自宅で待機（学習）するものとする。その場合、当該生徒は「公欠」扱いとする。
  
- 4 熱中症特別警戒アラート発表の場合  
前日において、南丹市を含む地域に熱中症特別警戒アラートが発表された場合、その翌日（当日）を臨時休業とする。
  
- 5 この「臨時休業措置に関する規程」にかかわらず、自宅付近の状況等により登校することが困難であると判断される場合は、自らの判断により生命を守るための臨機応変な行動をとること。この場合は、可能な限り速やかに学校に連絡すること。
  
- 6 臨時休業となった場合、学校はできるかぎり速やかに回復措置を講ずる。
  
- 7 この「臨時休業措置に関する規程」は、休日の講座・部活動・学校行事にも適用する。